

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【四半期会計期間】	第117期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社栗本鐵工所
【英訳名】	Kurimoto, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 福井 秀明
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江一丁目12番19号
【電話番号】	大阪6538局7719
【事務連絡者氏名】	執行役員 総合企画室長 小島 眞也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋四丁目1番9号 （株式会社栗本鐵工所東京支社）
【電話番号】	東京3436局8001
【事務連絡者氏名】	総務部長 佐藤 容啓
【縦覧に供する場所】	株式会社栗本鐵工所東京支社 （東京都港区新橋四丁目1番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第3四半期連結 累計期間	第117期 第3四半期連結 累計期間	第116期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	69,866	72,026	97,075
経常利益(百万円)	2,373	4,291	3,708
四半期(当期)純利益(百万円)	1,515	4,116	2,206
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	615	4,408	2,104
純資産額(百万円)	40,627	45,992	42,116
総資産額(百万円)	126,679	127,598	129,052
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	11.46	31.14	16.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			
自己資本比率(%)	31.9	35.8	32.4

回次	第116期 第3四半期連結 会計期間	第117期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	8.12	19.26

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、契約期間満了により終了した契約は次のとおりである。

(提出会社)

主要な技術提携契約

契約の相手先	国名	契約の内容	契約期間
コロソ	韓国	一般廃棄物固形化燃料(RDF)の炭化処理技術供与	自平成19年12月17日 至平成24年12月16日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済の状況は、東日本大震災の復興需要等による内需拡大が堅調に推移しつつも、欧州債務問題や中国をはじめとする新興国の成長鈍化傾向等、先行きの不透明な状況が続いた。しかしながら2012年12月の衆議院選挙後に発足した新政権による経済対策への期待感からの円安・株高等景気回復に向けた明るい兆しも見え始めた。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、鉄管部門で出荷が堅調に推移し、化学装置部門で工事進行基準による大型物件の売上計上に加え、二次電池関連プラントの完工などにより、売上高は前第3四半期連結累計期間比2,159百万円増収の72,026百万円となった。

利益面では増収による増益に加え、原材料を中心に原価改善が進んだことなどにより、営業利益は4,713百万円(前第3四半期連結累計期間比1,743百万円増益)、経常利益は4,291百万円(前第3四半期連結累計期間比1,917百万円増益)、四半期純利益は、4,116百万円(前第3四半期連結累計期間比2,600百万円増益)となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

「パイプシステム事業」は、売上高については、鉄管部門において、耐震管を中心に堅調に推移し、バルブ部門においても海外向けを中心に高機能バルブの出荷が堅調のうえ、電力・鉄鋼分野でも増加したことなどにより、前第3四半期連結累計期間比1,785百万円増収の42,188百万円となった。

営業利益については、鉄管部門で耐震管を中心とした高付加価値製品の出荷増加および原価低減に加え、バルブ部門でも増収による増益に加え、個別物件ごとの原価改善が進んだことなどにより、前第3四半期連結累計期間比1,353百万円増益の3,133百万円となった。

「機械システム事業」は、売上高については、素形材部門において、破碎機器を中心に増加し、化学装置部門でも工事進行基準による大型物件の売上計上に加え、二次電池関連プラントの完工などにより、前第3四半期連結累計期間比1,854百万円増収の16,923百万円となった。

営業利益については、増収による増益に加え、各種原価改善などにより、前第3四半期連結累計期間比47百万円増益の881百万円となった。

「産業建設資材事業」は、売上高については、化成品部門において、工事の進捗遅れによる出荷量の減少、建材部門において、消音製品などの出荷が減少したことにより、前第3四半期連結累計期間比1,479百万円減収の12,914百万円となった。

営業利益については、建材部門において減収により減益となったものの、化成品部門では売上構成の改善などにより、前第3四半期連結累計期間比46百万円増益の431百万円となった。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、商品及び製品、仕掛品などが増加した反面、受取手形及び売掛金、現金及び預金などの減少により、前連結会計年度末比1,454百万円減少の127,598百万円となった。

一方、負債においては支払手形及び買掛金、長期借入金などの減少により、前連結会計年度末比5,330百万円減少の81,605百万円となった。

純資産においては、四半期純利益の計上、その他有価証券評価差額金の増加、配当金の支払いなどにより、前連結会計年度末比3,876百万円増加の45,992百万円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

（株式会社の支配に関する基本方針について）

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決議し、平成23年5月23日開催の取締役会において「基本方針の実現に資する取組み」を決議し、同年6月29日開催の第115回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」の承認決議を受けている。

1. 基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付提案・買付行為等に賛同するか否かの判断についても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、その内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定される。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、係る買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えている。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進している。

(1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してきた。

今後もトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことによって、持続的成長を目指していくことを当社及びグループ会社の「経営基本方針」としている。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実施策」について

当社は、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、次の施策を実施している。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化している。

また、当社の経営監査機関として、監査役会を設置している。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っている。

内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めている。

3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策（本プラン）

(1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為に関する情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めている。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に大規模買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要なかつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものである。なお、情報提供に関して、大規模買付者より合理的な説明がある場合には、取締役会は提供を求めた必要情報が全て揃わなくても、取締役会による評価を開始する場合がある。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断することになる。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがある。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合がある。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かを判断するに際しては、大規模買付者側の事情についても考慮し、例えば合理的理由により必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとする。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断する際、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置する。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から選任する。

対抗措置の発動の手續

対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重する。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとする。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがある。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行う。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報等を提供することを目的としており、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について適時・適切に開示する。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定していない。

ただし、大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合等、対抗措置がとられた結果として、法的・経済的側面において不利益が発生する可能性がある。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年6月29日に開催された第115回定時株主総会の日から3年間（平成26年6月開催予定の定時株主総会の時きまで）とし、以降は3年ごとに、定時株主総会の承認を経ることとする。

ただし、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっている。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしている。

また、株主の皆様へ情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成23年6月開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いており、株主の皆様のご意向が反映されている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でもない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,030百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		133,984,908		31,186,098		6,959,779

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,780,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,902,000	131,902	
単元未満株式	普通株式 302,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		131,902	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	1,780,000		1,780,000	1.32
計		1,780,000		1,780,000	1.32

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、1,782,444株である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,673	17,616
受取手形及び売掛金	5 39,821	5 37,992
商品及び製品	7,591	8,353
仕掛品	5,483	7,232
原材料及び貯蔵品	2,174	2,256
その他	2,319	1,831
貸倒引当金	208	122
流動資産合計	76,855	75,158
固定資産		
有形固定資産		
土地	22,630	22,630
その他(純額)	16,402	16,360
有形固定資産合計	39,033	38,990
無形固定資産		
その他	262	220
無形固定資産合計	262	220
投資その他の資産		
投資有価証券	9,522	9,845
その他	3,885	3,852
貸倒引当金	506	468
投資その他の資産合計	12,901	13,229
固定資産合計	52,197	52,439
資産合計	129,052	127,598

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 28,640	5 27,510
短期借入金	30,394	30,243
未払法人税等	283	196
引当金	1,754	728
その他	5,814	5,333
流動負債合計	66,887	64,013
固定負債		
社債	22	11
長期借入金	15,717	13,246
退職給付引当金	3,213	3,284
その他の引当金	22	22
その他	1,073	1,026
固定負債合計	20,049	17,591
負債合計	86,936	81,605
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	4,160	7,748
自己株式	385	388
株主資本合計	41,920	45,506
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	77	190
その他の包括利益累計額合計	77	190
少数株主持分	273	296
純資産合計	42,116	45,992
負債純資産合計	129,052	127,598

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	69,866	72,026
売上原価	53,259	53,758
売上総利益	16,607	18,267
販売費及び一般管理費	13,637	13,554
営業利益	2,969	4,713
営業外収益		
受取配当金	108	105
不動産賃貸料	105	104
その他	189	202
営業外収益合計	403	412
営業外費用		
支払利息	470	418
その他	528	415
営業外費用合計	998	834
経常利益	2,373	4,291
特別利益		
投資有価証券売却益	27	7
特別利益合計	27	7
特別損失		
投資有価証券売却損	-	0
投資有価証券評価損	735	-
その他	0	0
特別損失合計	735	0
税金等調整前四半期純利益	1,665	4,297
法人税、住民税及び事業税	158	255
法人税等調整額	14	98
法人税等合計	143	156
少数株主損益調整前四半期純利益	1,522	4,140
少数株主利益	6	24
四半期純利益	1,515	4,116

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,522	4,140
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	906	268
その他の包括利益合計	906	268
四半期包括利益	615	4,408
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	609	4,384
少数株主に係る四半期包括利益	6	24

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった八洲化工機株式会社については、同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていたが、第1四半期連結会計期間より、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、当第3四半期連結累計期間は平成24年1月1日から平成24年12月31日までの12ヶ月間を連結している。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響額は軽微である。

【追加情報】

(連結納税制度の適用)

当社および一部の連結子会社は、第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
従業員の金融機関借入金に対する保証債務	308百万円	268百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	3,107百万円	2,935百万円
受取手形裏書譲渡高	268	25

3 コミットメント等について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。

借入未実行残高は次の通りである。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
当座貸越極度額	1,050百万円	1,450百万円
コミットメントラインの総額	33,000	33,000
タームローンの総額	17,000	15,000
借入実行残高	43,855	41,850
差引額	7,195	7,600

4 財務制限条項等の付保

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
短期借入金のうち26,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち17,000百万円については、財務制限条項等が付されている。	短期借入金のうち26,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち15,000百万円については、財務制限条項等が付されている。
(1)各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。	(1)各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。
(2)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。	(2)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。
(3)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値は、1.0を超過しないこと。	(3)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値は、1.0を超過しないこと。

5 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	2,724百万円	1,916百万円
支払手形	2,068	1,638

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	1,686百万円	1,638百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	264	2.00	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シ テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	40,403	15,068	14,394	69,866	-	69,866
セグメント間の内部売上高又は振替高	108	0	735	844	844	-
計	40,512	15,069	15,129	70,711	844	69,866
セグメント利益	1,779	833	384	2,997	27	2,969

(注)1 セグメント利益の調整額 27百万円には、セグメント間取引消去40百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額2百万円及びたな卸資産の調整額 70百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シ テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	42,188	16,923	12,914	72,026	-	72,026
セグメント間の内部売上高又は振替高	131	30	680	842	842	-
計	42,320	16,953	13,594	72,868	842	72,026
セグメント利益	3,133	881	431	4,445	267	4,713

(注)1 セグメント利益の調整額267百万円には、セグメント間取引消去39百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額350百万円及びたな卸資産の調整額 122百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	11円46銭	31円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	1,515	4,116
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	1,515	4,116
普通株式の期中平均株式数 (千株)	132,213	132,206

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

平成24年11月 5 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

(イ) 配当金の総額.....264百万円

(ロ) 1 株当たりの金額.....2円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月 7 日

(注) 平成24年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行った。

当社の水道用ダクタイル鋳鉄管の営業の一部について、当社従業員の行為が独占禁止法に違反するとして、平成11年12月に公正取引委員会から課徴金の納付命令を受けたが、その対象・範囲に不服があるとして平成12年 1 月に審判手続きの開始を請求し、当社の見解を主張してきた。しかしながら、平成21年 6 月30日付で公正取引委員会より課徴金2,934百万円の納付を命ずる審決書の送達を受けた。当社は、この審決において、当社の主張が認められなかったことから、平成21年 7 月22日付で、東京高等裁判所に対し、審決取消訴訟を提起したところ、平成23年10月28日付で当社の請求を棄却する旨の判決が出された。当社はこれを不服として、平成23年11月11日付で最高裁判所に対して上告および上告申し立てを行った。

平成24年10月25日に、最高裁判所より、(1) 本件上告を棄却する (2) 本件を上告審として受理しない旨の決定がなされた。

なお、本件については、平成21年 3 月期において、課徴金を特別損失に計上し、かつ、平成21年 8 月31日付で全額を納付済みである。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	馬場 泰徳 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	堀 亮三 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	坂東 和宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。